

平成28年11月定例会 総務委員会（付託）

平成28年12月6日（火）

〔委員会の概要・公安委員会関係〕

南委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、それを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第21号 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 平成29年度に向けた警察本部の施策の基本方針について（資料②）

増田警務部長

私からは、お手元の総務委員会説明資料の1ページ、その他の議案等の徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明いたします。

改正の理由は、国家公務員の給与改定が行われたことに鑑み、本県の警察職員の給与について、改正を行う必要があるためでございます。

次に、改正の主な概要について御説明いたします。

まず、警察職員の給料表について、初任給を含む若年層の改定を重点に置き、給料月額を引き上げるものであります。

次に、諸手当の改定についてであります。まず、扶養手当について、配偶者に係る手当額を引き下げるとともに、子に係る手当額を引き上げるものであります。勤勉手当につきましては、民間との支給割合の均衡を図るため、年間の支給割合を0.1月引き上げるものであります。また、通勤手当につきましては、特別急行列車等の特別料金等の負担割合及び上限を廃止するものであります。

なお、施行期日につきましては、給料表につきましては平成28年4月1日から、期末勤勉手当につきましては平成28年12月1日から、扶養手当及び通勤手当につきましては平成29年4月1日からとなっております。

最後に、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正でございますが、同研

究員の期末手当についても年間の支給割合を0.1月引き上げるものであります。

以上が、徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

鈴木警察本部長

平成29年度に向けた警察本部の施策の基本方針について、お手元の資料に基づき御説明します。

これは、来年度の予算編成に向け、各部局の施策の基本的な方針を、あらかじめ県議会に説明するとともに、その内容を知事部局のホームページ上に掲載し、県民の皆様に広く、お知らせするものです。

それでは、資料上段から御覧ください。

事前委員会においても申し上げましたが、県内の治安情勢については、刑法犯認知件数、人身交通事故発生件数とも減少基調にあります。しかしながら、人口の集中化、高齢化の進展など、社会情勢の変化、DV・ストーカーや児童虐待など、弱者が被害に遭う事案への対処、南海トラフ巨大地震に加え、中央構造線活断層帯地震等の災害対策など治安上の課題は山積しております。特に、本年に入り、高齢者が関係する交通死亡事故が多発するなど、交通安全対策にも予断を許さない状況にあります。

県警察においては、こうした治安情勢を踏まえ、本年4月に公表した「大綱方針」にのっとり、組織体制の見直しを進めつつ、各種対策を講じ、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

まずは、資料左の「『大綱方針』に盛り込んだ各種施策の具現化」について御説明します。

県警察では、10年先の将来を見据え、警察署の統合による組織体制の強化はもとより、更新免許の即日交付が可能なサブセンターの設置等を「大綱方針」に盛り込んだところでありますが、現在、各種施策を具現化するための新たな計画について、来春にも公表できるよう検討を進めているところであります。

続いて、資料中段の三つの重点施策について御説明します。

まず、「生活安全の確保と犯罪捜査活動」です。特殊詐欺や、DV・ストーカー・児童虐待事案などの人身安全関連事案等への対策を更に強化してまいります。

なお、本年9月から、高齢者一人一人に各種情報が行き渡るよう、「高齢者の心に届く情報発信プロジェクトチーム」を創設し、ラッピングバス「ふれ愛・こだま号」を活用した移動・訪問型の情報発信活動を開始したところであり、今後、更に活動の拡大に向けた取組を検討してまいります。

また、ハード面では、現場情報の伝達・共有の強化や広域化する犯罪への対策を図っていきたいと考えております。

次に、「安全かつ快適な交通の確保」です。来年3月に施行予定の改正道路交通法の中

核となる施策である「高齢運転者の認知症対策」を最重点とし、関係機関や団体の協力を得ながら、交通安全教育、交通指導取締り、運転者対策等の各種対策を進めてまいります。

また、高齢ドライバーによる重大事故が多発していることを踏まえ、新たな総合対策について、取りまとめているところであります。そのほか、交通環境についても、とくしまマラソンの渋滞対策や順次、延伸が計画されている四国横断自動車道の安全対策にも万全を期してまいります。

続いて、「災害対策の強化」です。県警察の最大の課題である徳島東警察署の整備をはじめ、庁舎の防災機能強化や関係機関と連携しての実践的な訓練による事態対処能力の強化に努めてまいります。

最後に、県警察においては、将来の徳島県警のあるべき姿を創造し、県民目線・現場主義を踏まえた組織体制の見直しによる警察力の強化、警察署PFI等の徳島モデルの発信、あらゆる災害を迎え撃つ体制の確立等の各種施策を推進してまいります。

以上、平成29年度に向けた警察本部の施策の基本方針について御説明しました。

引き続き、御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

南委員長

以上で、説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

中山委員

今定例会に、旧運転免許センター跡地の売却に関する議案が提出されておりますが、非常に厳しい県財政の中で、不要遊休となっている財産の売却による歳入というのは、極めて有効であると考えております。県警察におきましては、警察署、交番・駐在所、また、宿舍と多くの財産を抱えておりますけれども、ここ数年の財産の売却場所と売却金額について、まず、お伺いしたいと思えます。

高橋拠点整備課長

ここ数年の公有財産の売却状況ということでありまして。今年度を含め、過去3年程度でお答えをいたしますと、庁舎1か所、宿舍1か所、駐在所5か所の計7か所、総額では約7億3,000万円で売却し、県の歳入に入れております。内訳としましては、今年度は、現在審議を頂いております、旧運転免許センター跡地を約5億5,000万円、旧城東町宿舍を1億6,000万円、牟岐警察署旧美波町東町駐在所を約500万円、昨年は、徳島東警察署の旧大原町駐在所を約400万円、一昨年度は、牟岐警察署の駐在所用地を約60万円、石井警察署の駐在所用地を約170万円、三好警察署の駐在所用地を約130万円で売却しております。

中山委員

まだまだ、ほかにいろいろあると思いますけれども、7億3,000万円。その中に5億5,000万円余りですね、だからそれを引いたら、そんなに大きな金額じゃないと思います。城東町と小松島市においてはPFI手法を活用した宿舎を整備して、また、来年度以降もですね、同様にPFI手法で三好市と阿南市に宿舎を整備する予定と伺っておりますけれども、これらは、老朽化した宿舎を整理統合するという観点だと思っておりますけれども、統合した後の宿舎の用地はどのように処分する予定でしょうか。

高橋拠点整備課長

先ほど申しました城東町の宿舎の約1億6,000万円、これも宿舎の統合による余剰地の売却でありますけれども、当然、県警察で利用目的がない財産につきましては、県や国、施設の所在する市町村への利用照会をいたしまして、利用計画がなければ、県の会議に諮って、売却を進めているところであります。今、委員からお話がありましたが、城東町の宿舎と小松島市の宿舎、これ90戸ありますけれども、徳島市内周辺と小松島市の宿舎を統廃合したものであります。当然、これの余剰地というのが、来年度以降、売却等の処分に向けて動いていきます。また、今年度からPFI的手法を用いまして、三好市であるとか阿南市、これ一部市有地で阿南市からお借りしている土地もありますけれども、それは返納するとしまして、県有地につきましては、売却等を含めた処分を検討していきたいと考えております。

中山委員

これから先、いろいろ統廃合ということで話が出ておまして、まだまだ、用地が増えると思いますので、速やかに遊休地の処分を進めていただきたいと思います。9月の事前委員会でお伺いしたんですけれども、今、県警察において、売却手続をしていますが、長年塩漬けとなっている財産は9月の時点では6件あるということでお伺いしましたけれども、長いこと塩漬けにされている財産はどのくらいあるんでしょうか。

高橋拠点整備課長

長年、様々でありますけれども、既に入札公告を行っているものの、売却できていない財産について申し上げますと、宿舎跡地が2件、これは富田橋と新港。新港は、この統合によってできたものでありますけれども。それから、交番・駐在所跡地が沖洲、島田、西川田の3件でありまして、現在のところ5件であります。

中山委員

非常に富田橋なんか、市街地の真ん中にあっても、アプローチ道路が狭いということなんですけれども、いろいろ状況はあると思いますけれども、やはり遊休地に関しては、もっと強化していただきたいと思います。今後ですね、用地の処分に向けた取組というの

は、どう進めていくんでしょうか。

高橋拠点整備課長

厳しい財政事情の折、県の歳入を確保するというのは非常に大事なことで考えております。売却できていない、先ほど申し上げました5件、これにつきましては、現在、先着順による公告をホームページに掲載しておりますけれども、早期処分に向けた取組を進めていきたい。さきの議会でも申し上げましたけれども、未利用財産は競争入札による売却が原則でありますけれども、一昨年、県から個々の土地の状況や特性に応じて借地権を設定した上で貸付けという方法もあるということで、これらの方法も含めまして、未利用地の処分を進めてまいりたいと考えております。

中山委員

確か、9月議会でお伺いしたときも、貸付けという方法もお伺いしました。特に、その中心地にある土地なんかは、駐車場等も視野に入れていいのかなと思いますけど、いろんな方法で、例えば、ホームページだけで掲載していてもですね、なかなか、ホームページを見てくれる人は少ないと思うんですよね。ほかの方法を、いろんなできることを考えていただいて、それと未利用地、遊休地の処分を進めていただきたいと思います。今回、7億3,000万円余りですかね、これ全てが県警察の懐に入ってくるんじゃないんですかね。もし入ってたら、もっともっと信号機を増やしてほしいんですけど。そうじゃなくて、県全体の財源になると聞いておりますけれども、それにしても県の財政というのは非常に厳しいんで、是非、もっと積極的に売却の処分に向けて、いろんな案を知恵を出して、早急に売却できるように強化していただきたいと思います。

もう1点、交通死亡事故というのが、なかなか減らないというか、事前委員会で本部長の報告で伺ったところ、伸び率という言葉を使っていいのか分かりませんが、増加率というのがワースト3位ということだったんですかね。昨日現在の交通事故死者数というのは何人くらいでしょうか。

中野交通企画課長

昨日現在の交通事故死者数については46名でございます。前年対比、プラス20名となっております。また、増減率につきましては、75%増ということで全国ワースト2位でございます。

中山委員

前年比プラス20人ですか。非常に残念な結果です。ここ数年、交通事故が、随分減ってきて安心していたんですけれども、こればかりは、本部長が替わったからということではないと思いますけれども、いろんな対策をとられておると聞いております。事前委員会で、本部長から、死者数を49人以下と目標を掲げて「ストップ50」60日作戦という対策

を11月から実施していると聞いております。11月から1か月余りが過ぎましたけれども、これの対策を立ててから効果というのはどうでしょうか。

中野交通企画課長

「ストップ50」60日作戦についての御質問でございますけど、「ストップ50」60日作戦というのは、年初から死亡事故が多発いたしまして、年末までに50人以上の事故犠牲者を絶対に出させないという県警察としての強い意気込みの施策でございます。この作戦につきましては、これまで行ってきました諸対策に加えまして、11月と12月の60日間に、県下一斉の街頭監視あるいはシートベルト取締り、また、夜間の一斉検問など警察官の姿をより多く街頭に出させることや広報啓発においては、夜間事故防止、飲酒運転防止などの広報啓発等をより一層推進するというものでございます。この作戦の効果でございますけれども、本年の1月から6月までの上半期における月平均の死者数は5.2人でありましたが、これまでの対策の効果と相まって、本年9月頃から効果が現れ始め、本作戦中の11月における死者数は2人、交通事故発生件数についても昨年に比べて減少しているなど、一応の成果を収めつつあるところでございます。本年も残り1か月を切ったところでございますけれども、警察の総合力を発揮した交通安全対策をより一層推進してまいり所存でございます。

中山委員

非常に強い決意というふうなことで、答弁を頂きましたけれども、残念ながら11月に入っても2人、この対策をとっても2人というふうなことを伺って、また、今月は忘年会シーズンということで飲酒をする機会が増えると思うんですよね。ひょっとしたら、まだまだ交通事故というのは増えるのかもしれないと思います。今、飲酒運転は、酒気帯びで罰金がかかなり高い50万円ですか、やはり金額を聞いたら、なかなか酒を飲んでからの運転も少なくなってきたと思いますが、今の飲酒運転の状況というのは、把握しているのなら教えていただけないでしょうか。

中野交通企画課長

飲酒運転の関係の御質問でございます。まず、事故につきましては、飲酒運転による交通事故は11月末現在、発生件数23件、前年同時期に比べますとマイナス5件となっております。死者数については、1人でございます。前年同時期に比べますとプラス・マイナスゼロというところでございます。また、飲酒運転の取締り件数ですけれども、11月末現在、酒酔い運転5件、酒気帯び運転184件でございます。飲酒運転の検挙は昨年より約30%以上検挙しておる状況でございます。また、周辺三罪と言われます車両提供罪1件、酒類提供罪1件、要求・依頼同乗罪6件を検挙しておるところでございます。また、先日の12月2日から3日にかけて全国一斉の飲酒運転取締りを実施いたしましたけれども、県下で酒気帯び運転4件を検挙しております。飲酒運転の検挙は、罰則の強化等もありまして減

少傾向にありますけれども、依然として飲酒運転による交通事故は後を絶たない状況にあります。引き続き、その根絶に向け、徹底した取締りを推進してまいり所存でございます。

中山委員

184件。50万円を掛けたら9,000万円余りですね。50万円と云ったら、平均サラリーマンの月収の2倍くらいに当たる金額ですね。そういうふうなことを知ってても、減らないというのは、ちょっとほかに対策はないのかなと思いますけれども。やはり、このくらいなら大丈夫という意識ってのが、まだまだ根強いのかなと思います。僕は、必ず代行に乗って帰るんですけれども、3,000円ですよ。たった3,000円。3,000円が惜しいがために、ちょっとなら大丈夫だということで行ってしまって、酒酔いだったら罰金50万円くらいですかね。そういうふうな金額、本当に後から悔やんでも始まらないと思うんですけれども。やはり、代行運転というのはですね、今月、来月の忘年会・新年会シーズンにとって、飲酒運転を防ぐ一つの大きな手段ではないかと思います。是非とも、もっと運転代行業者と県警が協力し合って飲酒運転に関するキャンペーンとかをしてはどうかなと思います。どうでしょうか。

中野交通企画課長

代行運転の御質問でございます。徳島県公安委員会が認定しております運転代行業者は154業者ございまして、県下のほぼ全域に運転代行業者があります。警察におきましても、運転代行業の業務の適正な運営が確保されるよう指導監督を徹底しているところでございます。委員から御示唆のございました運転代行業者と連携するということは、飲酒運転根絶に向けた有効な手段として認識しておりまして、県警察におきましては、これまでも運転代行業者と連携を図ってきたところでございます。

例を挙げますと、先日の12月2日の金曜日、運転代行業者の呼び掛けがございまして、徳島市秋田町のアクティ前交差点におきまして、警察と運転代行業者による街頭キャンペーンを実施しまして、通行する方々に飲酒運転根絶を呼び掛けたところであります。また、各警察署におきましても、これまで9回ほど運転代行業者の方々といろんなキャンペーンを実施しているところでございます。

御承知のとおり、飲酒運転は、死亡事故等の重大事故に直結する悪質・危険な行為でございます。 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という県民の規範意識を確立する必要があると認識しているところであります。今後も、運転代行業者との連携を図りまして、飲酒運転をしない・させない社会環境づくりに向けた諸対策を推進してまいり所存でございます。

中山委員

ちょうど、うちの会派も秋田町に出ておりまして、ちょっと遭遇はできなかった。非常

にいいことだと思います。独自に運転代行業会というのがあって、私もすだち会というところの顧問をさせていただいておりますけれども、一生懸命、飲酒運転撲滅のためにですね、かなり苦勞をされていると思います。台数も減ってきていて、御承知のとおり今、非常に不景気でですね、かなり11月なんかは少なかった。やっと忘年会シーズンになって期待しているところだと聞いておりますけれども、非常に厳しい中、自分たちを律してですね、何とか交通事故の減少につながるように常に考えながらやってくれているというふうなことを聞いておりますので、今後とも是非そういうふうなキャンペーンとかは、今回だけで終わらすことなく、今後も続けていただきたいなと思います。

それと、いつも思うんですけども、この忘年会時期は、人が多くなったり、やはり違法駐車というのが多くなってきて、例えば、タクシーにおいても、タクシーは駐車してもいいんですよとなっているようですけど、交差点の真ん中で、タクシーが数台並んでいたり、ひどいときには、タクシーが並んでいるので、一般の人たちが女性を送り迎えしている車とかが、二重駐車して非常に交通の妨げになっています。これも交通事故の原因になりかねないと思いますので、交差点内について、最低限のルールは守るように、もっともっと取締りを強化していただければと思います。

今、49人という目標を掲げていますよね。既に46人、もう49人とは言わずに、もうこれ以上死者を出さないというもっともっと強い気力が大事なんじゃないかなと思います。この飲酒をする機会が多い忘年会シーズン、これを、もっともっと取締りを強化して、本当に46人ととどめるというような決意を、最後に本部長から聞きたいと思います。

鈴木警察本部長

交通指導取締りは、交通の秩序を確立し、安全で円滑な交通社会を実現するために不可欠な活動であると認識しております。委員御示唆のとおり、飲酒運転をはじめとする悪質・危険な運転は、死亡事故等の重大事故に直結するものであり、徹底した指導取締りを実施しているところであります。あと残り1か月ということではありますが、警察の総合力を発揮した交通安全対策をより一層推進してまいる所存であります。

中山委員

是非ですね、徳島県を挙げて、死亡事故をこれ以上増やさないという強い決意の下、今年を1年を乗り切っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

岡田委員

先ほどの12月2日に、運転代行業者さんと警察で連携して実施した飲酒運転撲滅キャンペーンは何時頃にしたんですか。もう少し、詳しく教えてください。

南委員長

小休します。（11時04分）

南委員長

再開します。（11時04分）

中野交通企画課長

アクティ前の交差点で行いました街頭キャンペーンにつきましては、午後5時から午後7時まででして、チラシ等約500枚を配布したところでございます。

岡田委員

ちょうど、私がアクティ前に行ったのは午後9時なんですね。さすがに12月で、ものすごくたくさん人が出てまして、いつも以上に活気があって、逆に言うと、その時間帯、大体午後9時だったら1次会から2次会に移動される時間帯とか、人がおるときにされるのでなかったら、意味がないと思います。それで、逆に言うと、もっと告知をされて、そのときしますよという、事前告知とともに、そのときにPRするという方法を是非考えていただきたい。本当に飲酒運転撲滅というか、飲酒、飲んだら乗らないというのを徹底する事業として、県民の皆さんへ、特にこの12月、1月という飲酒の機会が多くなる時期を捉えて、良い取組をされていると思うんですけども、なかなかその時間帯が、余り皆さんの活動の時間帯とマッチしてない。そのあたりを再度検討されて、継続は力だと思いますので、今後、是非何回か続けていただきたい。そのときにタクシー業界の皆さんとか、いろんな人を取り込みながら、町がにぎやかなときに、交通安全を守りましょうねというキャンペーンを、そういう角度で続けてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

中野交通企画課長

時間帯関係でございましてけれども、午後5時からキャンペーンをした理由について、ある程度、酔いが回ってきますと、やっぱり効果が少ないんですね。酔いが回る前に、代行で帰ってくださいよと、そういうことで代行の業者さんとともに行ったわけでございます。これまで、飲酒運転の違反者に聞いてみますと、やはり酔ってきただけでは駄目だと。最初に言っていただく方が非常に良かったという意見等もありまして、午後5時から午後7時ということで、やらせていただいたところでございます。

岡田委員

午後5時から午後7時に意味があったというのは分かりますけど、それなら少なくとも午後5時から始めて午後10時までですとか、それぞれ皆さんパターンが違いますので、午後7時で止めた理由が分かりません。仕事をされて金曜日だったら皆、午後7時くらいになり、午後5時から御飯を食べに行ける人はなかなかいないと思うので、午後7時から始めて午後9時、10時にするという、少し時間帯をやっぱり皆さんのパターンに合わせてもらって、逆にいうとお店の人たちにも協力してもらって、キャンペーンしてますよという

ような、まずはやっていくという、それぞれの連携プレーが必要だと思います。本人の自覚がまず一番大切ですので、飲んだら乗らないというのを徹底するところと、そして飲ませたら乗らせないというお店の協力、そして飲んだら乗ってねという運転代行業者との協力の部分、連携して徳島県の安心安全、そして皆さんが違反をしないような県として取り組んでもらいたい。そして時間に関しては再度、検討していただけたらいいかなと思いますので、お願いしたいと思います。

それと、もう1点、この平成29年度に向けた警察本部の基本方針というのを見てみますと、治安を巡る更なる課題という、女性・子供を巡る問題というので、DV、ストーカーや子供が被害に遭う事案等への対応というのを書かれているんですけども、実際今年もDVが原因の女性の殺害事件であったり、また、子どもの虐待事件であったりとか非常に多く発生しております。それで、実は徳島県がDVの被害者の死亡というのが出たのが最初の県でして、ちょうど私が議員になった頃の事件でして、それから徳島県としてこのDV被害者を救うということで、いろんな機関が協力して被害を少なくして、取組を進めていただいているところなんですけど、まだ、やっぱり平成29年度の課題として、事案等への対応と書いてくださっているんですけども、実際、では、どういうふうに来てきて、この平成29年度どういうふうにして事業展開をされようという計画なのか、取組を簡単でいいので教えていただけますか。

稲井生活安全企画課長

DV等人身安全関連事案への対応についてでございますけれども、人身安全関連事案の中には事態が急展開しまして、重大事件に発展するようなことから、被害者等の生命身体の安全確保をまず最優先にということで、そして、迅速かつ的確な組織対応ということが一つ。県警察では、今までも国とか県とか市などの関係機関や弁護士会や民間ボランティア等で構成する保護対策関係機関連絡協議会等の会議を開催しまして、被害者等の一時保護やその後の支援活動等について意見交換をし、それから情報共有、事例研究等を行いまして、関係機関との連携強化を図っているところでございます。6月議会で委員から御質問もございましたけれども、この種事案は被害者側からの相談や届出が非常に潜在化しやすいということでございますので、広く県民に相談窓口の周知をして、事案を顕在化して事件にできるものは事件にしていくなどして対応しておるところでございます。

岡田委員

警察は、事件というか、その被害者の人に危害がなければ動けないというのが、かつては前提にあって、ストーカー被害にしてもDV被害にしても、実際に相談に行く窓口に、女性の相談員を増やしてくださって、やってくれているんですけども、実際に実害がないとなかなか踏み込めなかったり、また、逆にいうと子供の虐待が近所の方から通報があったとしても、その家になかなか踏み込んで入っていくことの権限が警察になかったりという、いろんな機関と連携して立場を強化できていくようにもしていただいている

と思うんですけれども、今、おっしゃってくださったように、被害者の方の命を守ることが最前提であって、例えば、その部分で、現時点でまず、どこまでの状況だったら踏み込めるというか、その中に入っていったら、身柄確保ができるというようなところのラインというのを可能なら教えてほしい。例えば、子供が虐待を受けてて、ガーガー泣いてて、それで警察の人を呼んできたよと、だけどなかなかその人が、入れてくれなかったときに、近所の人だったら入れなかったけど、警察呼んできたら、一緒に踏み込んでもらえるのかというところを、この事例だったらどんなのかというところを教えていただきたい。こんな場合だったら、警察が保護してくれる立場で、一緒に人命の安全の確保というところにたどり着けるのかというところをお伺いしたいんです。

稲井生活安全企画課長

警察の権限ということでございますが、警察は全て法に基づいて、職務執行をしているわけでございます。警察官職務執行法で、立入りとか制止とかの権限がございますので、その範囲内です。警察官職務執行法等そのほか法令の定めるところにより、措置を講じるということで、児童虐待防止法第10条第1項に規定されております、児童相談所からの援助要請によりまして、そういうふうな権限を用いて措置を執らなければならないと規定されているところでございます。これに基づいて、人身の安全を確保していきたいというふうに思います。

岡田委員

法に基づいてというのが前提にあって、法を超えてということは、なかなか踏み込みが厳しい部分があるかと思いますが、最大限、命を守るという取組を進めていただきたい。それと、やはりそのDVにしても、ストーカーにしても、継続してと言いますか、なかなかその1回で終わらない、2回、3回何年も続くという、長期にわたっての被害を受ける方というのもしらっしゃいますし、特に、そのDVもストーカーもそうですけれど、場所が変わろうが、どこへ行こうが、その人の情報を求めて、いろんなところに電話をして、いろんな被害が起こって、最終的にその人の命がなくなっているというような他県で起きている事案もあります。是非、根気強く、その対応なり相談なり、救いを求めるSOSが発せられたら、徳島県警としては、その方々の、初めの思いというのをもくみ取って継続した支援ができるような体制をとっていただきたい。

それと、今、ここも男の人たちばかりなんですけど、女性が相談窓口や、警察に行ったときには最初は男性の警察官かもしれないけど、相談するときは女性がいますよと、いつもおっしゃってくださって、鳴門署のところに女性の方が相談してくれる体制とか、大きい署では女性体制というのを徹底してくださって、それから行きやすくなったというのも聞いています。やはり、女性が話しやすい環境を、男の人だから話しにくいというのではないんですけれども、できるだけ笑顔で優しい顔をしてもらったら、話しやすい環境になると思うんです。やはり、その部分で被害者の方が入りやすい環境、そして話しやす

い環境というのもつくっていただいて、寄り添って相談を受けられるような取組というのを是非、続けていただきたいと思うし、また、新たな事件を生まないような、再発防止にも努めていただきたいと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

岡崎警務課長

警察の中でDV，ストーカー等女性が被害に遭う事案について多くなっております。徳島県警察におきましては、女性警察官の採用・登用拡大計画に基づきまして、女性警察官を増員しているところでございます。現在は、定員102名、定員に占める割合は、6.6%ですけれども、更に増やすこととしております。警察署におきましては、複数の女性警察官を配置し、先ほど委員から御指摘がございましたように、女性警察官が、被害者に寄り添う形での事情聴取等に努めておるところでございまして、この基本方針にもありますように、更にこの統合等が進みますと、多くの女性警察官が一つの警察署で運用できる。したがって、更に充実したものになるのではないかと考えておきまして、女性警察官の採用の拡大を更に進めていきたいと考えております。

岡田委員

是非、そうなるように、そしてまた、警察官になりたいという女性が気概を持って働きやすい場所となるようにも、期待したいと思っておりますので、取組をよろしくお願ひします。それで、徳島に住んで良かったなというのは、やはり安心安全の部分がありますし、それとその被害に遭われている方がそれぞれ相談しに行く場所があり、また、その相談しに行った先で、親身になって相談にのってもらえて、そしてまた、その加害者になる人のそれぞれの処分をしてもらえるようなところまで持って行ける状況になるというのが、やはり安全で安心して住める場所と思っております。

今、県外からの呼び込みもされてますけれども、その中で、やっぱり安全な街というのが、一つのキーワードになって、皆さんが選ばれている、日本中のいろいろな市町村を調べて安全度が高いところへ行きたいねというようなお話もされておりますので、やはりその中でも安心安全に住めるよね、子育てしやすいよね、女性も働きやすいし、住みやすいよねと思えるような徳島県になるように、是非取組を進めていただきたいとともに、平成29年度のこの問題課題にして挙げてくださってますので、是非、これからも取組を続けて継続していただくことを要望して終わります。

古川委員

先ほど本部長から説明いただきました平成29年度に向けた施策の基本方針の中で、治安を巡る更なる課題で、女性・子供を巡る問題、DV，ストーカーや子供が被害に遭う事案等への対応ということで、私も注目をしておりまして児童虐待であるとか、DV，ストーカーの事案、新聞報道を見ていたら増えていっているのかなというふうに思います。通報の状況とか、また、その通報によって出動する状況とかあると思うんですけど、そのあた

りどのような状況があるか教えてください。

稲井生活安全企画課長

人身安全関連事案の現状と推移についてということでございますが、人身安全関連事案のうち、ストーカー事案の相談件数は、昨年211件で、平成22年以降、年間210件前後という高い水準で推移しております。本年は10月末現在133件で、前年同期と比べてますと56件減少しております。また、配偶者からの暴力事案、DV事案でございますが、相談件数は、近年増加傾向にございまして、昨年中は334件で、10年前、平成18年が147件でございましたので、10年間で2倍になっているという状況でございます。本年は10月末現在339件で、前年同期と比べまして48件増加しております。児童虐待でございますが、取扱件数は、昨年中は200件で、これも10年前と比較いたしますと、平成18年、これが35件ということで約6倍と非常に増加しております。本年10月末現在の取扱件数は197件で、前年同期と比べてこれも23件増加しております。それと昨年、児童相談所から警察署への援助要請につきましては2件、本年10月末現在は3件といった状況であります。ここ10年間では、多い年で4件、少ない年で全くなかったということでもあります。

古川委員

状況はよく分かりました。児童虐待の関係、援助要請があった場合に出るということですが、情報、通報が警察にあって、その場合どういう流れになっているのか、通報があったら警察は児童相談所に連絡するということなんですか。それと出動するのは、やっぱり児童相談所から援助要請があったときだけということでしょうか。

稲井生活安全企画課長

児童虐待を認知した場合は、全て警察官を現場臨場させまして、先ほど、岡田委員から話がございましたけれども、警察官職務執行法の権限行使と必要な措置を講じております。あらゆる手段をとりまして、児童の安全確保を第一に。その後、そのような児童虐待事案が疑われる事案として情報を認知した場合は、全国の児童相談所や市町村に対して、当該児童に係る過去の取扱状況を照会しまして、警察が児童虐待が疑われる事案として取り扱ったもの全て情報共有するというような状況でございます。また、委員から先ほどございました、児童相談所が一義的に安全確認を行うというような場合に、警察署に援助要請がございますけれども、こういうふうな場合は、速やかに警察官を派遣いたしまして、児童相談所の職員の執行を援助するための立入りや警告、制止等の必要な措置を講じるような流れでございます。通告につきましては、仮に虐待を裏付ける事実がなくとも、周囲の事情から合理的に判断しまして、積極的に通告を行うということにしておりまして、通告後も措置結果の情報提供を求めるなど、児童相談所との連携を図っているというような状況でございます。

古川委員

いずれにしましても、警察が対応しなければならないという事案がかなり増えているという印象を受けました。そういう状況の中で、この「大綱方針」に盛り込んだ各種施策の具現化というところで、施設整備の在り方検討、地域情勢を踏まえた駐在所等の在り方と整備手法の検討ということを掲げております。こういった県民の安心安全を確保していくという部分で、やはり、駐在所とか交番とかの存在は本当に大事だと思っておるところです。このあたりの検討の方向性をお願いします。

岡崎警務課長

地域とのつながりを守る活動でございますが、委員御指摘のとおり、交番・駐在所は、地域住民にとって一番身近な警察活動の拠点であり、その存在自体が地域住民に安全と安心を与えることができる重要な施設であると認識しております。しかし、県内に133か所ある交番・駐在所のうち、約4割が築後30年を超えるなど、施設の老朽化が著しい現状にあります。よって、その地域における将来の人口推移や治安情勢を慎重に見極め、交番・駐在所の集約など、その在り方を検討した上で、施設整備に当たる必要があるものと考えておまして、民間資金を活用した、いわゆるPFI手法による複数の施設整備、リフォームによる施設の延命化、市町村等の施設を活用したテナント方式による通い型駐在所など、可能な限り財政負担が少ない手法による施設整備を行ってまいりたいと考えております。

また、近年、高齢者が被害者となる交通死亡事故や特殊詐欺が増加傾向にあるほか、高齢化の進展により認知症等を背景とした高齢者の行方不明事案等の更なる増加が懸念されるところであります。事件事故の被害に遭う高齢者の中には、老人クラブや各種イベント等に参加していない方も多くいることから、これら高齢者にも各種情報が行き渡るように、本年9月から部門横断的な「高齢者の心に届く情報発信プロジェクトチーム」を創設しまして、ラッピングバス「ふれ愛・こだま号」を活用して、主に中山間部等の高齢者方を訪問するなど、移動・訪問型のきめ細かな情報発信活動を開始したところであります。今後、地域とのつながりを守る取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

古川委員

やっぱり、こういう女性とか子供の事案は増えているわけですから、駐在所、交番、いろいろ工夫するというのは大事だと思うんですけども、どっちかという集約よりも現状維持か、若しくはもっと充実した体制というほうが大事じゃないかなと思うんですけども。その課題に向けた施策の中では、この県民の安全・安心の確保の中で、人身安全関連事案への対応強化ということで、地方警察官の増員などということも掲げられている。本当に警察官、やっぱり、地域にいていただけるだけで安心感が増すと思いますので、警察官をもっと増やしたらいいかなと僕は思っているんです。このあたりの状況、増員ということを書かれておりますけれども、どういうふうな状況でしょうか。

岡崎警務課長

基本方針に記載してあります、人身安全関連事案への対応強化による地方警察官の増員についてでございますけれども、これは先ほど来、議論がありますように、人身安全関連事案については、認知の初期の段階から、迅速かつ的確に対処する必要があると認識しております。この人身安全関連事案につきましては、警察庁におきまして、平成27年度から3か年で3,000人の増員を図るとの構想の下に、地方警察官の増員が図られておりまして、本県には、これまでの2年間で、人身安全関連事案対策の強化を目的として合計11人の増員が認められました。これらの増員については、警察本部の少年女性安全対策課、これは今年の4月に創立しました。それから警察署生活安全課の体制について、それぞれ強化したところであります。

古川委員

全国で3,000人増員、それで徳島県11人ということで、このあたり私ももっとしっかり応援をしていかないといけないと改めて感じております。特に、先ほどもこの中にもありましたけれども、これから高齢化社会が進んできて、ますます警察の方が、対応していただかなければいけない状況が増えてくると思うんです。例えば、今だったら、亡くなる方は、8割方、病院で亡くなっておりますけれども、今後、年間で亡くなる方の数というのが、40万人くらい増えてくるわけで、160万人くらいの人たちみんなが、病院で亡くなることができるかという、そんなに病床は増やしていないんですね。ですからやっぱり、自宅で亡くなる方がこれから増えてくると思うんです。そういった状況もあります。当然、認知症の方も、かなり増えていきますので、はいかいの問題とかも出てくると思います。それから更に言うと、インバウンドもどんどん進めてますから、外国人も入ってきて、それなりにトラブルも増えていくのではないかと思います。また、障がい者施策も、今、本当にフレキシブルな社会をつかっていこうということで、障がい者に病院や施設にずっと入ってもらってというのではなくて、やっぱり地域に出て生活していってもらおうというのが、基本的な流れです。そういったいろんな部分があって、多少トラブルも出てくる。増えてくるという部分もそれなりに伴うと思いますので、やはり警察官の方に対応してもらわないといけない部分というのは、多分増えてくると思います。増員という部分は、しっかりと徳島県警から訴えていただいて、また、大した力もないですけど、応援していきたいです。こういった事案の体制強化をしっかりととっていただきたいと思っています。

高井委員

私のほうからは、徳島東警察署移転の問題について、引き続き伺いたいと思います。この間、その整備手法について、全国初になるかもしれないという庁舎単独でのPFI手法についていろいろなリスクや調整等を聞いてまいりました。今日は、そもそも論として、

裁判所跡地への移転計画について、少し丁寧に御答弁をお聞きしたいと思っております。と言いますのも、先日、恐らく議員皆さんのところに届いているんじゃないかと思いますが、徳島弁護士会から知事宛てに、徳島東警察署が裁判所北側に移転することについて反対する申入れ書というのを提出したということでもあります。私の机にも置いてありまして、ちょっと拝見してみました。移転表明されたのが、去年の6月の本会議でしたので、1年4か月たって、今、こうした申入れ書を出されるというのも、なぜこんなに間を置いてなんだろうという気もしたのではあります。中身を拝見してみて、きちんと御答弁を聞いておいた方がいいのではないかとこの部分がありますので、是非よろしくお願ひします。

当然のごとく、徳島東警察署の庁舎は昭和46年に建ったので、私にしても年が同じでございますので、老朽化が進んでいるのは否めないと思っております。治安、防災の観点からも、早急に整備を進めることは当然ながら必要であって、できれば遅れることがあってはならないと、予定どおり進めてほしいという思いもありますので、あくまでも警察署整備は知事部局とは独立した公安委員会が中心に責任を持って、つまり県警本部がしっかりと主体性を持って進めていかななくてはと思う中で、質問させていただきたいと思ひます。

弁護士会がこの申入れ書に主張しているのは、主に5点ありまして、近代刑事司法における裁判所と警察の関係の問題ということが一つ。それから、裁判所跡地の桜の名木の喪失の点、移転計画の正当性、妥当性が欠けているのではないかとこの点、道路交通環境における渋滞や様々な支障が起きるのではないかとこの点への疑問点、それから最後に手続上これで正しいのかという5点に分かれて、申入れ書が出されているわけでございます。

まず、1番の裁判所と隣接して警察署を整備するという事についてお伺ひをしたいと思います。裁判所新庁舎とこの徳島東警察署新庁舎ができあがれば並立するという事になって、客観的にいけば、あたかも一体化した組織であるように見えるのではないかと。それは裁判所の独立性という点において疑問を持たれるのではないかとこのように言っておりますが、この点はいかが思われるのでしょうか。

高橋拠点整備課長

弁護士会の申入れ書に関する御質問でありまして、まずは、近代刑事司法における裁判所と警察の関係の問題です。これも昨年来、一貫して私のほうで御答弁を申し上げておりますけれども、裁判所裁判官は、飽くまで公平・中立の立場で審理されるものと認識しております。警察署庁舎の位置であるとか施設の外観などによって、その判断に影響を受けるものではないものと認識しております。以前の委員会でも申し上げましたように、ほかの県においても同様のケースがありまして、特段の問題はないということを確認しております。先ほど、委員から御指摘がありましたように、客観的に見てという話でありますけれども、当然、敷地の境界には障壁等を設けますので、庁舎が分かれているんだということを明らかにするとともに、庁舎につきましても、あたかも裁判所と警察署とが同一視されることのないような警察署らしい警察署を整備してまいりたいと考えております。

高井委員

ちなみに当事者である裁判所職員とか裁判官といった裁判所のほうからは、何かお話はありましたでしょうか。

高橋拠点整備課長

現在のところ、特段の裁判所からのお話というのはありません。

高井委員

それでは、続いて裁判所敷地内の桜の件について伺いたいと思います。確か、読者の手紙にも御答弁をされていたように思いますが、保全に配慮したいということでございましたね。この桜、大変徳島市民に親しまれている桜で、この桜並木は基本的には維持するという方向性ではありますが、その北西の隅の桜が切り倒されるのではないかという報道もなされておりました。この桜自身は名木と言われる桜で移植が困難で、そもそも桜という性質もあると思いますが、移植してもなかなか根付かないのではないかということや、また移転用地自体が非常に狭くて、庁舎の配置等から考えても保全をしていくということは無理なのではないかというふうに懸念がなされておりましたが、この点についてはいかがでしょうか。

高橋拠点整備課長

移転用地につきましては、桜が10本ほどございまして、委員御指摘の北西隅にある桜、これが敷地の内側にあるから影響を受けるんじゃないかという御指摘です。また、この桜が早咲きであるということから移植等の場合に保全されないんじゃないかという御指摘です。我々としましても、この10本の桜というのは最大限保全してまいりたいという考えでありまして、当初からそういうふうに申し上げているところであります。整備事業を進めるに当たっては、緊急車両の出動であるとか、来庁者の利便性を確保しつつ、その桜の保全に配慮してまいりたいと考えておりますけれども、現在、PFI手法ということで、事業者によどのような形で保全できるかという提案を求めているところであります。いずれにしましても、先ほど委員から御質問がありましたように60年という、ある程度年齢的には寿命がきているとの指摘がなされています。我々のほうでも、樹木医に確認をしましたらほぼやっぱり寿命が近いと。いずれにしましても、この最大限保全するという意味では当然、延命化という措置になりますけれども、県外では倒木によって死亡事故等もありますので、こういうところも慎重に考えなければならないと考えています。現在のところは、保全に向けた最大限の配慮という意味で事業者の提案を求めているところでありますけれども、こうした民間事業者の提案も受けながら、どのような形になるかということをもた明らかにしてまいりたいと考えております。

高井委員

非常に難しいところだと思います。桜という木の性質について、様々な研究を重ねてできる限り、保全ができる方向で頑張っていたいただきたいと思いますし、やはり、この点皆さん心配している方も多いのではないかと思いますので、できるだけ方向性が出れば、またできるだけ明らかにするという事も引き続き、続けていただきたいと思います。

そして、先ほども話がありました、県警察が策定した基本構想の中の留置施設の整備とか来庁者の駐車場の確保等、こうしたことが大事であって、これを実現するのは当然であって、実現するものでなければならぬというふうになっております。去年の3月に出された庁舎の基本構想等を丁寧に読ませていただきますと、様々な工夫を凝らすということでもありますが、その工夫の一つに庁舎や駐車場を高層化していくということやいろいろな検討方法が書かれております。弁護士会からは現在地で建て替えすれば足りるのではないかというふうに言っておりますが、その捜査活動や救助活動等の迅速化において、高層化ということは非常に問題があるのではないかということも指摘がされております。より広い施設が必要であるにもかかわらず、少し狭い場所に移設する方向性を出されたことにおいて、そうしたことに答える、懸念の声に答える立場としてはどのように考えておられますでしょうか。

高橋拠点整備課長

2点の関係についてお答えをしたいと思います。まずは、現在地での建替えの可否についてなんですけれども、現庁舎の敷地は南北に細長く、その中央部に庁舎が建築されております。敷地内に仮庁舎を建築するにしても、警察施設でありますことから留置施設等、徳島東警察署は大きな留置施設を構えておりますが、これを設ける必要があります。それから先ほど言ったように、敷地の真ん中に庁舎が建っている関係で、駐車場もほとんど使用できなくなる可能性があります。このようなことから多数の被留置者を抱えながら、24時間稼働する警察機能を維持するのは困難であるということから、現在地での建替えは困難だと、基本構想の冒頭でそのように書かせていただいたものであります。基本構想につきましては有識者会議からの提言であるとか、部内アンケートの結果等を踏まえて、新庁舎に求められる機能や性能、事業手法の課題や方向性を取りまとめたものであります。これらは、整備場所や整備手法、当然必要となる、前提となる事業費など未決定段階で、求められる最大限の機能であるとか理想を構想したものであり、これについても可能な限り反映させてまいりたいと考えております。質問にありました、緊急事態に対応がうんぬんということですが、当然、必要な面積につきましては、都合上、高層化になると考えておりますけれども、庁舎や駐車場の高層化については、事業者の提案による場所であるとと考えておまして、ただ、緊急車両の出動につきましては、出動しやすい位置に配置するなどして支障のないように努めてまいりたいと思います。

また、先ほどありました、桜の関係等でありますけれども、現在地の警察署の敷地の活用なども含めて総合的に判断したいと考えております。

高井委員

正に、こうした救助活動や捜査活動に対する迅速化という、懸念の聲が上がらないように細かい部分においては、いろいろと事業者と、また、政策においても丁寧に議論を進めていただきたいと思います。

そして、もう1点少し重なりますが、緊急車両の出動等において、この用地の部分は渋滞を招くのではないかと懸念もこの前の委員会の質疑でもありましたし、弁護士会からも出されております。つまり、移転用地は国道192号線と11号との結節点というところであって、交通往来が非常に激しい場所であります。ここで、緊急車両を迅速かつ円滑に出動させるというのは、混雑の時間帯等であれば非常に難しいのではないかと、かつ、交通渋滞も心配ではないかという声もございしますが、この点についてはいかが考えますでしょうか。

高橋拠点整備課長

出入口の配置につきましては、未定でありますけれども、新庁舎予定地は、南側は裁判になっていきますが、東、西、北側の3方が道路に面していることから、事案発生時の出動には支障がないと判断しております。むしろ、現在地よりも安全であるとか、緊急的に出動する状況においては、適地であると考えております。また、パトカーは専ら管内をパトロールしております。緊急出動があった場合でも本署から出動することは、まずもって少ない状況であります。これは消防署とは違うかなと思っております。さらに、徳島東警察署は免許更新等の事務もやっておりませんので、一時的に多数の来庁者があることはございません。したがって、同署の整備によって、慢性的な交通渋滞に陥る可能性は低いのではないかと、今、みているところであります。いずれにしても、駐車場の位置であるとか、構造は工夫して、周辺道路の交通環境には、できる限り支障が及ばない形で整備を進めてまいりたいと考えております。

高井委員

よろしくお願いをしたいと思います。では、最後に、計画の手續上の問題ということで、この計画自体が少し不透明だったのではないかと指摘もなされております。つまり、警察が策定したこの基本構想の内容と先ほど来触れた現在の敷地よりも移転用地の場所に決めるとの整合性において、どういう手續を経て、これから移転計画へ移るまでの発案に至るまでの経緯がどうだったのかということについて、少し不透明なのではないかと指摘を受けております。確か、以前には旧徳島東工業高校の跡地も候補として考えておられるような、恐らく報道か何か話もあったと思いますが、そうしたところを選ばずに、ここに決めたということに対して、手続的にどういうふうな判断がなされて、どういう時期に決められたのかということについても回答を頂ければと思います。

高橋拠点整備課長

県警察におきましては、かねてより市内中心部の公共用地を抽出して、幾つかの検討を重ねてきたところであります。裁判所の跡地についても、移転の可能性や警察署用地としての適格性について検討してきたところでありますけれども、国有地でありまして、警察としても必要な情報というのは把握しておりませんでした。県有地を中心に模索を続けてきたところであります。それと並行しまして、部内アンケートであるとか、有識者会議の提言等を取りまとめたところでもありますけれども、昨年の本会議でも警察本部長が答弁いたしましたけれども、昨年度2月に知事部局から、財務省からの照会であります、未利用国有地の取得要望の問合せがありまして、裁判所跡地について改めて部内で意見の合意形成に努めまして、同所というのが、人や車の往来が激しくて、また、事件・事故が多発するJR徳島駅であるとか秋田町等の歓楽街に的確に対応できること、そして、緊急事案の初動対応が迅速・的確に行える幹線道路沿線等の場所にあるということ等から、基本構想にも入っておりましたし、最適地との判断をしたところであります。

もとより警察署の位置等につきましては、県警察が治安維持であるとか、災害対策等の活動を行う上でベストと思われるところを一義的に判断するものと考えておりまして、これは従来、三好警察署であるとか、小松島警察署であるとか、阿南警察署は現在地で建て替えましたが、徳島北警察署、これも我々の方で一義的に判断させていただき、県議会で公表しという形で進めてきたところであります。今回も同様の諸手続によりまして、県議会で公表させていただいたものであり、一定の手順を踏んだものであると認識しております。

高井委員

いろいろと疑問点については、それぞれに丁寧に御答弁いただきましたけれども、弁護士会が指摘するところの近代刑事司法の理念とか人権擁護の観点というのは、どのような施策をする上においても、大事な理念であります。桜の保全なんかも、皆さんの求めるところでもありますので、是非、そうしたことも丁寧に酌み取って、しっかりと進めていただきたいと思います。本会議でも申し上げましたが、警察に対する信頼というのは治安情勢に大きく影響を与えますし、皆さんの理解と支援とともに、やはり、みんなで安心安全をつくっていくということに対して、開かれた県警であると同時に、引き続き、いろいろな形で情報を提供し、協力を頂く中で、良い徳島県を、安全な徳島県をつくっていただけるように、これからもお願いをしたいと思いますし、我々も共にいろいろな形で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく、どうぞお願いいたします。

山田委員

今の徳島東警察署問題で、私もシンポジウムに参加しておりました。いろいろな関係者の皆さんや市民の皆さんから意見を伺っています。そういう立場で事前委員会、また、9月の付託委員会でも質問してきましたけれども、改めて聞きたいと思っております。今、高井委員とのやりとりを聞いていました。今回の達田議員の一般質問の中でも、移転が発表される

まで数箇所検討したというふうに言われてきたけど、どのような場所を検討して、どういふふうな課題があったんでしょうか。

高橋拠点整備課長

移転場所につきましては、県財政への負担なども考慮しまして、徳島市内の公共用地を複数抽出して検討してまいりました。具体的には、先ほど、高井委員からもありました徳島東工業高校跡地や、ろう学校跡地等について検討してきたところでもあります。これら二つに関しまして、基本的な用地選定のコンセプトは、有識者会議等からの提言もありましたように事件・事故に迅速かつ的確に対応できる場所、災害対策に警察力を最大限発揮できる場所、県民の利便性に配慮した場所との提言等を踏まえまして、この徳島東工業高校跡地であるとか、ろう学校跡地の検討はしてまいりましたけれども、その後、検討中に裁判所跡地の取得照会があり、これら課題が解決される場所であることから最適地であると判断したという状況であります。

山田委員

今、話があったんですけれども、ここに平成23年11月4日の第1回の徳島東警察署の整備検討委員会の資料があります。比較表というのが出ております。4か所検討されております。現在の徳島東警察署、徳島東工業高校跡地、運転免許センター跡地、ろう学校跡地というふうに検討されている。高橋課長は、今、高井委員の質問の中で、徳島東工業高校跡地の問題についても、一応ふれられて答弁されたんですけれども。この比較表を見たら、例えば、位置の問題で、現地より東方へ約1.5 km移動するだけで、繁華街、中心街への臨場への時間に大差ないという点や警察活動を行う上でも非常に都合がいいし、非常に交通のところについてもいい。全体的に、非常に好評価が、この時点では入っています。だけど、そのことが実は否決されたということになっているわけです。もちろん用地の関係があったかも分からないわけなんですけれども。もう少し、丁寧に説明していただけますか。

高橋拠点整備課長

先ほど、答弁しましたとおり、また山田委員からもありましたように、ろう学校、徳島東工業高校以外にも検討してきたところでもあります。もともと、我々は移転場所というのは、治安対策の観点から現在地周辺がベストであると考えていたところでもありますけれども、裁判所の新庁舎の整備に伴いまして、そこに余剰地が生じる。これも承知はしておりました。ところが、同所は国有地でありまして、余剰地のその後の方針というのが、はっきりしておりませんでしたので、専ら取得できる可能性の高い財産である県有地を中心に検討を進めていたところでもあります。そうしたところ、昨年2月でありますけれども、知事部局を通じて我々に裁判所跡地の取得照会がありました。そこで、改めて我々の中で合意形成を図って、先ほどの県有地よりもベストであろうとの判断の下で手を挙げた。その場所が、最適地であると合意形成を進めたものであります。

山田委員

最適地であると。これについても後で、ゆっくりと聞きたいんですけどもね。その面で今回の一般質問の中で、徳島東警察署の移転について、いつ、誰が、どこで、どういう根拠で、決めたのかというふうに聞きました。本部長の答弁では、昨年2月、四国財務局から裁判所跡地の取得要望を受けたと。つまり始まったのは国有地の、余剰地の関係がありますから、当然この時点からで、だから基本構想ができた時点では、当然、具体的には、この中に検討に入っていないとあるんですけども。一体、この最適地というふうに判断したのは、いつ、誰が、どこで、どういう根拠でされたのかという点についてお伺いします。

高橋拠点整備課長

行政機関の意思決定の方法でありますとか、それは事務の内容でありますとか、その性質によって様々であります。当然、文書で立案して、合意形成を経るもの、また、会議等で決定するものもございます。その決定に際しましても、当然、行政内部で決まるものもあれば、パブリックコメント等で県民の御意見を諮るのも多々あると思います。本件におきましては、先ほどもありましたように、ある程度の条件というのがありました。先ほど三つ申しましたけれども、事件に対応できるであるとか、防災機能が発揮できる、県民の利便性に配慮できる。当然、これは有識者の提言でありますけれども、これを踏まえた基本構想であります。そこの前提をお聞きしつつ、四国財務局から裁判所跡地の取得要望の照会を受けまして、警察内部で合意形成を進めまして、同所が治安や防災機能を最大限発揮できる場所であるということから警察本部長以下の総意をもって判断・決定したものであります。

山田委員

質問に答えて欲しいんだけど。いつ、どういうふうな期間で、具体的に決まったのかという点について非常に不明確だと。実は、この徳島東警察署問題、今回の一般質問もあったので、過去のいろんな警察関係の資料をもらいました。平成18年以降の資料がここにあって、去年の1月14日までの検討会議の資料があります。しかし、今回については、そういうふうなことが全く示されていないんですよ。それで、昨年6月、樫本委員の質問に知事が答えて、ここだというふうな答弁をされたというふうなこと、これは聞いていない。去年の総務委員会でも、かなりいろんな議論があったと聞いているんです。当然県民の声を含めて聞いた上で、少なくとも判断するのが必要だと思うんですけども、今、抽象的に高橋課長が言われておるけれども、具体的に、いつ、誰が、どういう期間で、どういうふうに決まったのかということについて、明確な答弁をお願いします。

高橋拠点整備課長

移転場所につきましては、治安対策上の観点からもともと、現在地周辺が理想であると

考えていたところであります。ところが、国有地であることから、移転が可能かどうかは不明であったということであります。昨年2月に、そういう照会を受けまして、部内の検討ということでありますけれども、委員が持たれている資料、これは当然、その場所が最適地であるかどうかを検討する資料でありますけれども、同所というのは、現地とほぼ近接しておりまして、立地条件においては検討の課題等は必要ないという判断をしまして、しかるべき部長会議等で判断を進めてまいったということであります。いつかということでありますけれども、当然しかるべき時期に会議を開いてということでありますけれども、これら必要な文書というのは残っておりませんので、日付等を明確に申し上げることは困難であります。少なくとも警察本部長以下、組織決定を諮った上で判断をしたものであります。

山田委員

検討したと言うけれど、部内アンケートでも、やはり広いところ、駐車場の確保もできてということがつづられております。多くの職員さんもそういうふうに思われています。しかし、実際、狭いですよ。桜の問題もある。さっきも話が出ました。当然検討する課題がたくさんあったにもかかわらず、ほかの県民の意見を含めて検討の必要はないというふうに判断された。県の管財課から資料をもらったら、5月に県警察から裁判所跡地が最適であるという意向が示されたというふうに書かれている。だから、そんなに昔の話ではないんです。どこで、どういうふうに、誰が、どういう格好にして決めたのかという点については、そんな一般的な話ではなく、明確な答弁を頂きたいと思うんですけれどもいかがですか。

高橋拠点整備課長

警察内部の会議でありまして、当然、警察本部長以下が決定したことであります。場所につきましては、現在地と隣接する場所であって、そのような詳細な検討は必要ないという中での会議でありますので、いつかという明確なことを申し上げることには至りませんが、少なくとも警察内での会議で決定したということで、その上で知事部局に対しまして、最適地であるという回答を5月に申し上げたと。その全体の警察内部の意思決定を受けて、5月に私以下が、その内容を伝えたということであります。

山田委員

とても納得いかないですね。これだけずっと検討を重ねてきたわけでしょ。ここに一応するという事になったら、そこについては重大な意思決定になる。歴史的に積み重ねてきたわけですから。だからそういうこと自体は警察内部はもちろんですけれども、県民含めて、広く聞いて適地とするというのが当たり前ではないですか。

その点で1点、県警察は公安委員会に管理される行政機関ですけれども、公安委員会の決裁、あるいは、報告・相談等はどういうふうにやられてきたんですか。

高橋拠点整備課長

我々を管理します公安委員会に対しましては、定例会等におきまして、県警察が取り扱った事件事故であるとか、そのほかの案件について報告をしているところであり、今回の徳島東警察署整備につきましても適宜、節目節目で報告をしているところであります。

南委員長

午食のため休憩します。（12時09分）

南委員長

休憩前に引き続き、質疑を再開します。（13時13分）

山田委員

引き続き、徳島東警察署問題について聞いていきたいと思えます。1年4か月という話がありました。だけど、東京都の豊洲が1年6か月で、もっと長いスパンで、おかしいことはやっぱり、おかしいんです。だから行政手続の決定過程というのは、非常に重要な話です。5月に最適地と、一部の中のメンバーだけで決めたという経過が明らかになりました。この問題も聞いておきたいんですけども、先ほど、高井委員とのやりとりの中で、この近代司法ですね、刑事の問題。実は、先日、立命館大学からこの専門の先生が、また、法曹界の弁護士さんから、やはりチェックする裁判所とチェックされる警察が同居することについては、戦後71年たって非常に今、問題があるという話が出ました。神奈川県警は道を隔てていますから、同じ敷地でないということは、高橋課長もよく御存じですね。前の委員会のときに山梨県警という話が出ましたが、これができたのは一体何年の話なんですか。端的にお答えください。

高橋拠点整備課長

詳しい年次は承知しておりませんが、昭和の初期であったと承知しております。

山田委員

昭和の初期の話なんですよ。つまり、三権分立が、できていない以前の司法省というのがあって、そういう時期に同居した。その名残がずっと残ってる。ということで、具体的に聞きますけれども、同じ敷地内で戦後、こういうふうな警察署はありますか。

高橋拠点整備課長

現在、同様の形の敷地の境界を隔ててあるのは、山梨県警を承知しているだけで、それ以外は承知をしておりません。

山田委員

つまり、山梨県警と言われてきたけれど、それは戦前の話だと。話が全く違うんです。だから弁護士や法曹界の関係者もやはりおかしいと。今の三権分立の中では、この決め方は、不透明だという指摘はこういうところにあるんですよ。非常に重要な指摘だと思います。

さらに、駐車場の問題についてもお伺いしておきたいんですけども。高橋課長が前の議会のときに、40台を現在の徳島東警察署の取り壊した跡地に置くというふうな答弁をされました。これは、P F I の実施方針等から見て、また、弁護士会の回答書も見させていただきましたけれども、そういうふうな表現はないんです。これは、9月議会で苦し紛れに言われた答弁なんですか、それとも、これは生きているんですか。

高橋拠点整備課長

現在、要求水準書というものを、この10月末にP F I 法に基づきまして公表しておりますけれども、そこの中では60台以上95台以下としているところでありまして、新庁舎の駐車台数、これは実際の入札公告は来春を予定しておりますけれども、それに向けて更に研究してまいります。

山田委員

端的に、徳島東警察署跡地というふうに前の議会のときに答えたけれども、これはどうということなんですかという点が1点。あわせて、県下の警察署の中で、いわゆる駐車台数が100台以上ある警察署というのは一体どれくらいあるのか、ないのかという点についてもお伺いします。

南委員長

小休します。（13時17分）

南委員長

再開します。（13時17分）

高橋拠点整備課長

まず、駐車場の現状につきまして、現状は90台程度あるということで答弁はいたしました。100台以上ということでありますけれども、現在は徳島北警察署、鳴門警察署、阿南警察署、これが100台を超えている警察署であります。

山田委員

つまり、県下でも3警察署は100台以上あるんです。徳島東警察署というのは、県都を代表する警察ですよ。それが100台になかなか満たない。さっきからも話をしているよう

に40台は、徳島東警察署の跡地ということも考えているという答弁がありました。この答弁はいまだに生きているんですか。

高橋拠点整備課長

要求水準書は60台から95台と書いており、これは桜の問題等がありまして、今後、更に精査をしていくということでもあります。当然、限られた敷地であるとか、現在地を利用することによって、更に我々としては自由が高まるものと考えております。そこらというのは一体で利用します。およそ、そんなに距離としては離れておりませんので、問題ないと考えています。それと基本構想も最大限考慮しなければなりませんので、駐車できる台数については精査してまいりますけれども、駐車場は、現在地との一体利用により更に自由度が高まるものと考えております。

山田委員

遊休地の跡地活用の問題も中山委員から出ました。徳島東警察署のところも、本来なら活用しないといけないのにもかかわらず、一体利用でいける。そんなに遠いわけではないというふうなことを言われていますけれども、どう見ても不自然だと。基本構想では、留置場にしても、庁舎の駐車場にしても広く多くの職員の皆さんがそういう声を挙げていたわけです。だからどんなに言い逃れしても基本構想と、今回の裁判所跡地はニアイコールにならない、というふうに思うんですね。

その関係で更に聞いておきたいんですけれども、実は、最大の問題である景観問題についてです。シンポジウムや市民の皆さんから、桜がある、そこを緑地にしたら非常に県都徳島市として、都市格好としてもふさわしいところだということも言われています。昔は緑地の構想もありました。こういうことから見たら、なぜわざわざここに7階以上の建物を建てるのか。この基本構想の中でも景観・外観の中でも言われているじゃないですか。わざわざ徳島市の景観計画ということも掲げられております。この5月の時点で県のメンバーや徳島市とのメンバーともしっかりと協議されて、この最適地ということになったんですか。

高橋拠点整備課長

基本構想の中においては、徳島市の景観計画の目標であります、自然と歴史・文化を生かした水と緑と光を生み出すうんぬんと書かれておりまして、当然、外観デザインも周辺にマッチしたものを、そういう観点で整備してまいりますけれども、当然この時点においては、設計等具体的な話はありませんので、今後、要求水準等を出しておりますけれども、その中では配意したいと考えておりますけれども、その段階においても当然基本構想の中にありますので、具体的な検討はしておりませんが、今後検討してまいりたいと考えております。

山田委員

今後検討するよりも、私が聞いているのは県や徳島市と景観、いわゆる、あそこは県外から来る皆さんにとっても県下の一番入り口のところですよね。そのこの在り方の問題として一番何が適切かということについては、しっかり検討が要ったと思うんですよ。観光都市徳島を掲げる徳島県、徳島市の景観条例等々から見てですね、こういうところとしっかりと話をして決定するといったことが要ったと思うんです。今までの高橋課長の話だったら、5月に一部の内部だけで決めましたということですから、県とか徳島市のほうとは、全くこの間、最適地ということを決めるまでは、協議してないんですか。していたら、いつ、どういうふうにしたか御答弁ください。

高橋拠点整備課長

景観等につきましては、施設に属するものと考えておりまして、今後、その整備計画が進む中で配慮してまいりたいと考えております。

山田委員

いや、かみ合っていないです。僕が言っているのは、ここの場所がいったい県都にふさわしい環境という面から見てね、当然県の必要な部局、さらには都市計画の面、また徳島市の都市景観に関わる場所ともしっかりと協議が要るんじゃないですか。そして、最適地とか最適地でないとか、また、県民、市民の意見もあります。桜の問題もありますから、そういう手続を当然踏んで、最適地というんならまだ分かるんですよ。5月の最適というふうな判断の中は、そういうふうな検討はイエスかノーかで結構です、されたのか、されていないのか。

高橋拠点整備課長

その時点における検討というのは、いたしておりませんが、今後、外観景観に基づいて必要な検討をしてまいりたいと考えております。

山田委員

今後、検討するというより、最適であると言うときに、何で検討しなかったのかということ。本来、行政手続から言えば、徳島東警察署の跡地は、これだけ関心を持たれている場所ですよ。検討も平成18年以降ずっといろいろやられてきた。市民も関心を持っている。桜の問題も関心を持っている。裁判所と警察が一体というのは、いいのかという声も実際、市民の皆さんからも頂いてます。そういうことから見たら、急いで決めるんじゃないかと、そういう市民・県民の声、また関係諸団体の声をしっかりと合わせて聞くべきではなかったか、検討すべきではなかったか。何で急いだんですかということ。何で急いだんですかということ。何で急いだんですかということ。何で急いだんですかということ。

高橋拠点整備課長

繰り返しますけども、庁舎としての基本性能としての外観等を配慮していけばよいものと考えております。警察署の位置等につきましては、先ほど来、申し上げておりますけれども、まずもって我々、警察活動を行う県警察が一義的に場所を決める。それで必要な手続としましては、当然、県警察の中で考慮するという形でありますので、手続面を含めて問題ないと考えております。

山田委員

手続に問題があるという指摘なんです。これは、法曹業界もそういう声を上げています。5月のいつ決まったのか。どの会議で決まったのか、明確な答弁ができない。つまり、達田議員も今回は、徳島版豊洲問題だと、どよめきが起こりましたけれども、そういうふうな指摘にあるように、決定過程が非常に不鮮明で、有識者会議、あるいは県議会、客観的な検討もしないでですね、財務局から照会を受けた。その途端に、一部の役人だけで決めてしまった。建物の形状ではないんですよ。この場所を含めて一体どういうことを意味するのか。都市景観、都市環境の面からも当然いろんな意見が出てきます。そういうことを何で、検討しなかったのか。これで、県民の理解が得られるのかと思います。この前もシンポジウムに来ている人たち数人に聞きました。やはりみんな、何となく不自然だな、おかしいなという声が上がっていますよ。ますます、この議論は、強まっていくというふうに思います。そういうことで、この県民の理解ですね、狭いという、基本構想からも全然その主旨が生かされていないと言えます。いろんな問題点、弁護士さんのほうからも声が出ています。そういうことを含めて総合的に県民の理解が裁判所跡地で得られるのかということについては、県警はどういうふうな立場にいるんですか。

高橋拠点整備課長

先ほど来、申し上げておりますように、発表から約1年1か月がたっておりまして、我々としましては、しかるべき手続を踏んできたと考えております。県民からの声も、ほぼこれに反対する声は限定的でありまして、一定の理解が得られていると考えております。

山田委員

なおざりの答弁に終始しております。もちろん、これがこれで終わるわけではありません。だから引き続きこの問題を言うんですけどね。繰り返し本部長にも聞いておきたいんですけども、決定過程、正式な手続ということで見たら、本来で言えば様々な手続を踏んで、文書も残して、ここが一番適当だというふうなことを発表するというのが、当然の立場ではないですか。しかし、それがされていない。2月議会では知事にも聞かないといけないと思っておりますけれども、この面で言えば、県警本部長は今ここで議論されてきたような中身について、今回の裁判所跡地の経過等を踏まえてどういうふうに認識を持たれているんですか。県民から理解が得られるというふうにお思いですか。御答弁ください。

鈴木警察本部長

徳島東警察署の新庁舎整備における質問であります。徳島地方裁判所跡地については、特に治安あるいは防災機能の面から最大限発揮できる場所として、県警察としては最適地ということ判断したものであります。これについては部内で合意形成をしまして、組織として判断、決定したものであります。この警察署新庁舎整備、これは県民からも非常に強く望まれているものと認識しておりまして、県警察といたしましては、喫緊の課題としまして、着実に整備を進めてまいりたいと考えております。

山田委員

今、答弁を頂きましたけれど、とても納得できるような答弁ではない。やはり、決定過程が非常に不透明で、連携がとてもしゃないけど取れているとは言えない。特に都市景観、都市環境という視点での検討は、もちろん皆さんプロじゃないですから、本来だったら、そういう御指導も含めてしっかり検討が要ったというふうに思います。引き続きこの問題については質問していきたいと思っております。

喜多委員

平成29年度の警察本部の基本方針というものが出されました。もちろん来年度でありますので、これらについて来年度にいろいろ検討をして進めていくということであろうと思っております。その大きな柱がこの徳島東警察署の整備ということになると思っておりますけれども、何点かお尋ねしたいと思っております。

現在の治安情勢というところにも出ておりますけれども、刑法犯認知件数が12年連続減少ということで、平成18年に比べて半分。人身交通事故の発生件数も約半分近くまでいって、これ県民に信頼される徳島県警察として毎日毎日の御努力というか、いわゆる夜も寝ないで頑張っていたおかげでないのかなと思っております。いつもなんですけれども、心から敬意を表したいと思っております。それと余談ですけれども、どこでもですけれども交番・駐在所の赤い火がついてるんですね。あれ見たらホッとします。そして、警察官が中にいたら、より安心するというか、そんなことも地元で密着した安心できる警察署として、これからも御努力を続けてほしいなと本当にお願いしたいと思っております。それらについて、二、三お尋ねしたいと思っております。

最近ですけれど、9月に早めのライト点灯ということで、日没の30分前に車のライトをつけるということを含めて、推進する14事業所を指定しました。そして、今回、ハイビーム走行励行事業所ということで、これも新たに再度指定をして、夜間の運転時のハイビームによる走行を進めていくという話ですけれども、私は走るのが市街地というか、街中がほとんどでありますので、ほとんどロービームで、上にあげることがほとんどできない、対向車がない道路を走るという機会は余りないので、ロービームばかりですけれども、ちょっと離れたら確かにロービームの場合は、人が見えない。周囲のものが見えにくい。発見が遅いということで、ハイビームにしなければいけないなと思って、1回1

回、面倒ですけれども、できる限り外へ出た場合はやっているんです。けれども、近所ではできてないということと、これは、相手の車がまぶしくて見えなくて、それによって事故が起こることもあるし、歩行者が発見されやすいということもあるので、いろいろとデメリットもあります。今回のこの事業所を指定して、そしてハイビームを推進するということの趣旨とその効果について、答弁をお願いします。

中野交通企画課長

ハイビームについての御質問でございますけれども、例年10月から12月にかけては、日没時間の早まりなど、夜間におきまして歩行者が車にはねられるという交通死亡事故が増加する傾向がございます。それら事故を分析してみますと、やはり、自動車運転者において、歩行者の発見の遅れ、それが原因というところが多くなっているところでございます。そこで、県警察といたしまして、自動車運転者に対し、夜間における上向きライト、ハイビームの励行ということを現在、推進中でございます。通常、上向きライトにつきましては、法的には走行用灯火、下向きライトは、すれ違い用灯火と言いまして、下向きライトの照射距離は約40メートル、それに対しまして、上向きライトの照射距離は約100メートルとなっております。つまり、上向きライトが走行中の基本であり、そして、より早く歩行者を発見できることを改めて広報啓発しているところでございます。こういった理由から、夜間の上向きライトにつきまして、県民への周知徹底を図るために、各警察署単位で1事業所以上を選出しまして、県警察から上向きライト励行事業所として指定させていただきました。それで、各地域の事業所から上向きライトを浸透させ、事故防止を図る狙いがございます。ただし、委員御指摘のとおり、常時上向きライトで走っておりますと非常にまぶしいこともありまして、市街地を走る場合であるとか対向車があるとき、また、御自身の前を走る車があるとき、歩行者を発見した後は、下向きライトに切り替えるよう、こまめな切替えについても伝えているところでございます。これから年末にかけまして、交通死亡事後を徹底抑止すべく、より一層の諸対策を推進してまいる所存でございます。

喜多委員

100メートルと40メートルということで、発見が大きく違うということで、これからせっせと進めていただきたいと思います。

それと、初めに申し上げたように、早めの点灯ということで、特に秋冬になりますと、日暮れがすごく早く、午後5時が来たら真っ暗となってまいりました。ライトをつけてない車が、本当に多く走っていてですね、危ないなと思って、早めの点灯どころか、夜間でも点灯できていない。あの、車のライトは例えばですけど、何時からつけたらいいかをほとんどの人が知らないんですね。一般的に、暗くなったらつけるという意識しかないんですね。実際は、道路交通法では日没から日の出までとなっているので、それを改めてアピールというか、言っていただいて、暗くなったらつけるというのでは決してないですよ。時間がものすごく違いますけれども、季節によって明るくとも、日没が来たらつけ

るんですよということをまず知ってもらおうということから、質問からずれますけれども、早めの点灯ということも含めてハイビームで走るということも、これからも周知してほしいなと思っております。いろいろほかの委員からも出ましたけれども、12月10日から1月10日まで、徳島県交通安全県民運動ということで、飲酒運転を中心にいくと思いますけれども、いろいろな警察署の方針のもとで、この1か月の交通安全運動が始まるようでございます。1人でも交通事故による死者を出さないように、万全の体制で臨んでほしいなお伝えしておきます。

そして、もう一つが、先般、女性巡査が大舞台で1本ということで、徳島東警察署の徳島駅前交番に勤務する小出蒔絵巡査が、国際大会に出場する選手も出られる日本で最高の大会である、講道館杯全日本柔道体重別選手権大会に出場することができたということで、これに出場するために全国警察柔道選手権大会で3位ということで、すごい頑張り屋さんらしいですけれども準々決勝で、左肩を脱臼して、けがの痛みを耐えて勝利したということで、すばらしい女性警察官がおいでます。24歳で、本当にこれからであろうと思いますけれども、この平成29年度の基本方針の中にも「女性職員の採用・登用拡大」ということが載っております。このすばらしい女性警察官の採用、いわゆるロールモデル、見本となるようなモデルということで、採用してすばらしい女性の方も育成してほしいなと思いますけれどもいかがでしょうか。

岡崎警務課長

午前中、岡田委員の質問にも答弁させていただきましたけれども、現在、徳島県警察女性警察官採用・登用拡大推進計画を策定して、女性警察官は102人で、定員に占める割合は6.6%のところを、来年4月には7%に、それを達成した後は、10%になることを目指しております。女性警察官については、全ての部門に配置しており、女性警察官の育成に努めているほか、多くの者が警部等の幹部警察官にもなっておるところでございます。柔道、剣道の術科に係る専門的技能を有する女性警察官の採用については、平成27年度から術科指導者の採用選考試験の性別を不問として、平成28年度に本県では初めてとなる女性術科指導者2名、柔道1名、剣道1名ですが、これを採用したところであります。採用後は、警察官として、現場において治安維持活動に当たることはもちろんですが、柔道、剣道の技能を生かし、術科訓練の指導に従事させております。今後も引き続き、柔道等専門的技能を有する女性警察官の採用、育成に努めてまいりたいと思っております。

喜多委員

女性の採用と登用を是非進めてほしいなと思います。そして、できたら、今日は男性ばかりですけれども、1人くらいはこの中に女性が入っていたら、それはまたいろいろと徳島県警は、すばらしいなということにもなろうかと思っておりますので、また、配慮をできたらとお願いしておきます。

それと、この平成29年度の基本方針の中に入っておりますけれど、「災害対策の強化」

ということで、対処能力の強化で「大規模災害時緊急支援員・災害情報協力員の活用」というのが入っておりますけれども、この現状、体制、そして、いつも仕事はしていない人がほとんどだろうと思っておりますので、それらの人に講習とかも含めて、万一のときに応援してよということだろうと思っておりますけれども、これらについて説明をお願いします。

逢坂警備部長

ただ今、委員からお話のございました大規模災害時緊急支援員、それと災害情報協力員の制度等について御説明を申し上げます。

大規模災害時緊急支援員制度、これは、平成24年3月に制定いたしましたものであります。制度の趣旨は、南海トラフ地震等の大規模災害が発生したときに、県内において想定される警察官の人員不足、これを補うため、退職いたしました警察職員、これを大規模災害の発生後に、非常勤特別職として任用いたしまして、警察署等で警察活動の補助を行わせることを目的といたしまして、あらかじめ希望する退職職員を緊急支援員として登録する制度でございます。警察職員として、長年培われました自らの知識でありますとか、技能及び経験を生かしまして、各種警察活動の補助、これに従事することで、警察執行力、また、後方治安の低下の軽減、これを図ることを責務としております。体制は、平成28年度の登録者数は157人でございます。

次に、災害情報協力員制度、これは、平成17年1月に制定いたしましたものでございます。制定の趣旨は、台風、集中豪雨又は地震等の発生時に、それぞれお住まいの住所地付近における災害関係の情報、これを警察に御連絡いただく、あるいは、通報いただくというボランティアの制度でございます。平成28年度の登録者数は154人でございます。

講習についてでございますが、大規模災害時緊急支援員、これは名簿登録者に対しまして年1回以上、任務でありますとか、災害に関する知識等、これについての講習をいたします。災害情報協力員は、随時、災害に関する基本的な知識等の指導・教養に努めることといたしております。毎年各警察署におきまして、災害関係機関の部外講師の方、例えば気象台の方でありますとか、そういう方々から講習をしていただいたり、専門的には県本部の災害対策官、これが各署を回りまして講習をいたしております。

喜多委員

大規模災害時緊急支援員の方は157名、災害情報協力員の方は154名ということでございます。是非ともこれらの退職者の、希望者というところで話がありましたけれども、1人でも多くの方がこの支援員になっていただいて、万一のときに備えて、全てができる、全てを知っておるといふすばらしい人ばかりだと思います。これからも積極的に支援員、協力員を増やしてほしいなということを要望しておきます。もっと200名、300名、できたら、それに向かって勧誘を進めてほしいなと、そしてどうしてもできないという人は仕方ないんですけれども、できるだけやってよということで、支援員になってほしいというのを要望しておきたいと思っております。

それと今日も出ました、徳島東警察署の移転についてですけれども、これも先日の徳島新聞に大きく報道されてまして、県内の大規模建築物5棟が震度6以上で倒壊・崩壊する危険性が高いということで、いろいろと5棟書いてありましたけれど、その中に徳島東警察署が入っておりました。もし、近いうちに南海トラフ巨大地震が起こって、徳島東警察署が倒壊することがあったら、徳島県の県民にとっても一大事であろうと思います。大変なことにならないように1日でも早い、徳島東警察署の建築をしてほしいなということをお私だけでなしに県民全体が求めておる現状でございます。今は、うまいこといってても、極端な話、明日かもわからないし、来年かも、5年後かもわからないし、もっと先かもわかりませんが、それに備えておくというのが一番大事であろうかと思っております。最近、特に熊本地震があった、鳥取県中部地震があった、もっと遡れば20年前には阪神淡路大震災があった、東日本大震災があった。10年、20年の間に異常なくらい発生しております。そして、大きな被害が出ておりますけれども、それに対応する中心となる警察署が、県民の信頼の要になるのではなかろうかと思っております。繰り返しになりますけれども、早急な移転を要望しておきたいと思っております。また、日本だけでなく、海外でもすごく起こっております。そして、また、海外の場合でも人命が何百人ということで、桁が違うような犠牲者が出ております。そんな意味で、どこにおいても震度6という、可能性としては大になろうかと思っております。それで、徳島東警察署が崩壊したら大変なことになりますけれども、これを守るためにも、早急な移転を考えてほしいなと思っております。

そして、今回の委員会の中でも、いろいろな意見も出ました。桜もしかり。会派で先ほど、榎本会長と話していたら、新しい建物ができたら、この徳島城の近くにできるんですから、今の桜が決して悪いというのではないんですけれども、若い蜂須賀桜を、これにふさわしいような桜を植えるのも一つではないのかなという話をしておりました。それもできたら検討課題としていただけたらと思っております。そして、徳島東警察署は今の場所にできる前、つまり46年前は、今のトモニプラザのところにあったんですね。私の若いときには、裁判所の向かい側にあって、もちろん古い建物、いつできたのかわからないのですけれども、もうできてあれも四、五十年たってたと思うんですけれども、昔の古いというか、いかめしいというか、入りにくいような建物がありました。文化センターに引っ付いた裁判所の真正面に入り口があって、これがなくなって今の徳島東警察署です。すばらしい建物だったんですけれども、ちょうどそれも裁判所の横ということで、もちろん道路で離れておりますけれども、いろいろな意見があろうと思っておりますけれども、是非とも、これは今もいろいろ高井委員の話にもありましたけれども、3方に道路があるということは、入口はまだ全然決まってないという話ですが、どこからでも出入りができるというのは、ものすごい魅力だと思います。土地が市内で3方が道路というのはほとんどない中で、私が思うのは、すばらしい移転地を選んだなと思っております。時々、あそこに車を止めて、ここかと見ているんですけれども、やっぱり、いいなということをお思っております。そんなことも含めて、これから徳島の中心である徳島東警察署、地震に備えても、これから徳島県民の治安維持のためにどうか、私が考える1等地であろう中で、粛々と移転を進めてほ

しいということを要望しておきたいと思います。最後ですけれども、鈴木本部長の決意をお聞かせ願えたらと思います。

鈴木警察本部長

徳島東警察署は、県都徳島市の治安・災害対策を担う県下最大の警察署であります。その庁舎は建築から45年が経過しまして、老朽化・狭あい化が著しく、十分な耐震性も備えていないことから、早急な整備が必要であると認識しております。先般、徳島市が公表した大規模地震で倒壊するおそれのある庁舎として徳島東警察署が挙げられていたところでもあります。熊本地震の際、行政庁舎が倒壊し、その機能が麻ひした例がありまして、県警察としましては、そのようなことがあってはならないと考えておりまして、平成33年春の新庁舎供用開始に向けて着実に事業を進めてまいる所存でございます。

樫本委員

二、三点お伺いしたいと思います。平成29年度に向けた警察本部の施策の基本方針についてお伺いをするんですが、まず、今朝ほどから、また今定例会もそうなんですが、特に、交通事故の死亡事故が非常に多発しておるといことの話がございました。その中で、高齢者に関してお話を伺いしたいと思います。今、高齢者が被害者となる場合の交通事故、そして加害者になる場合の交通事故、その割合を最近のデータの中から教えていただきたいと思います。

南委員長

小休します。（13時54分）

南委員長

再開します。（13時54分）

中野交通企画課長

高齢者の事故の関係でございますけれども、高齢者の第1当事者、加害者でございますが、その死亡事故件数につきましては、過去3年間でみますと、平成25年が45件、平成26年が39件、平成27年が26件でございます。本年は、11月末現在45件となっております。うち、高齢者が亡くなったという事故につきましては、平成25年では33人、平成26年では19人、平成27年では17人、本年11月末で35人ということになっております。

樫本委員

加害者となるのが今のお答えですか。加害者と被害者と分けて、教えてください。

中野交通企画課長

加害者，第1当事者と最初に申し上げましたが，それが加害者でございます。

樫本委員

わかりました。そうしますと，加害者となる場合が圧倒的に多いということですね。そうしますとね，この文章，この来年度のいわゆる基本方針の中で，社会情勢の変化の中で「高齢者が被害者となる交通事故や特殊詐欺等の増加」とこう書いてあるんですが，これに対して対策をやりたいということなんですが，これは，こう改めていただきたい。「高齢者が被害者となる交通事故や加害者となる交通事故」。被害者になってもいけないし，加害者になってもいけないわけでしょ。だから，これは両方記入すべきです。両方の視点から高齢者の交通事故を抑止していくという視点でないと駄目だと思いますが，いかがですか。

石川交通部長

正しくそのとおりでございまして，最近特に，今年に関して言いますと，第1当事者，いわゆる被疑者といいますか，加害者となってしまう高齢者が非常に多い。しかも，その高齢者が加害者になって単独事故が多い状況ですので，誰を加害することなく，自らが亡くなってしまう事故も非常に多い状況でございます。やはり，ここの施策というのは，そうは言っても，特殊詐欺も含めて，従来のような横断歩道を歩いていて被害者になるという高齢者も相変わらずおまして，決して少ない数ではございませんので，別個に考えて，高齢者の全体の事故を減らしていこう，そのためには，被害者となるのも減らすし，それから，当然加害者となる高齢ドライバー対策についても強力的に進めていきたい。本会議でも本部長が答弁しましたけれども，三つの柱というのがございまして，免許の返納でありますとか，安全教育でありますとか，技術の革新でありますとか，そういった三つの柱を中心に高齢者のドライバー対策，これについては，来年度に進めてまいりたいと考えております。

樫本委員

加害者となる場合は，ドライバーですから，ここに，運転免許証の自主返納の促進，これがその柱となると思うんですが，やはりせつかく長くなった人生，平均寿命は男性は80歳を超えました。女性は80歳を超えております。そして，徳島県は御案内のように公共交通機関が遅れたところで，特に自動車に頼らなくてはならない機会が多いわけですから，是非，加害者とならないように，せつかく長くなった人生を，被害者になってもつまらない。そして，加害者になってもつまらない。加害者になったら，特に，これは悲惨ですよ。せつかく長く生きてきたのに，最後，高齢になって人を傷つけたりするということは，自身が事故に遭うというのも大変ですが，加害者になると，まだもっと大変だろうと思うんです。こういうことが防がれるようにですね，しっかりとその視点からも取り組んでいただければと思います。

それから，次に大綱方針に盛り込んだ各種施策の具現化の中で，免許サブセンターの整

備に向けた検討ということが書かれてあります。これは、免許証の即日交付ということで非常に行政サービスの向上につながると思います。しかし、この裏を考えてみますと、いわゆる地域の警察署で、窓口で免許更新するということは、交通安全協会への入会の率がある程度維持できるんです。ところが、こういうふうに広範囲のところに地域を拡大しますと、地域での関わり合いが少ない人がその窓口に座るわけですね。広域ですから、顔を知らない人ばかりです。そうすると加入率が落ちるんです。そうしますと、今の警察交通を支えているボランティアの活動が鈍るんです。それをどのように克服するか、今、考えてらっしゃることがあったら述べていただきたい。

石川交通部長

私は長年、交通に携わっておりますので、交通安全に特に交通安全協会の役員の方とか、一般のボランティアの方とかが、いかに力強く協力していただいているかということは肌身に感じております。警察署の交通課長をやっておりますも、そういった方々とともに、キャンペーンをやったり、いろんな安全対策をやっております、これの重要性についても実感しております。その中で、県民の利便性ということでサブセンター構想をやっておりますが、地区の交通安全協会は現在のままで維持をしていくという方向で検討していきますし、その活動につきましても、いろんな方法でその予算でありますとか、活動に使うグッズ、いわゆる品物の配給でありますとか、パンフレットの配給でありますとか、そういったことで活動が低迷しないように、これは本部主導で各警察署を指導していきながら、サブセンターができて、ますます盛り上がっていけるように、そういうふうな手立てを併せて考えてまいりたい。これは絶対に両輪の輪でございますので、なくすことはできないと考えています。

樫本委員

今、交通部長がおっしゃったように、やはりこの県民的な活動である県民運動としての交通安全の推進については、やはり、県警察だけでは実現できません。民間団体、あらゆるボランティアの組織の皆さんの献身的なお助けによって、キャンペーンをして盛り上がるんですから、大切なんですね。自主的な県民の、いわゆる善意の交通安全協会の入会による入会金のそのプールによって、いろんな安全グッズが配布されたり、また、事業や団体の寄附を頂いて、そのグッズを配ったりしているんですけれども、そういうことが滞らないように、これは財政的な負担が相当これから高くなってくると思いますが、それはまた県財政課と十分相談をしていただいて、県民挙げての活動が維持できるように格段の御配慮を頂きたいと思っておりますので、これを要望しておきたいと思っております。しっかり頑張ってください。

中野交通企画課長

先ほど、樫本委員から高齢者が加害者となる事故件数について聞かれましたけれども、

平成25年が16件，平成26年が6件，平成27年が7件，今年が11月末現在で20件と訂正させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました公安委員会関係の付託議案は，これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって，公安委員会関係の各議案は，原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第12号，議案第21号

以上で，公安委員会関係の審査を終わります。（14時04分）